

第1章

ガバナンス、株主保有株式の処分・買増し等 企業・株主間の合意に関する 開示ポイント

【この章のエッセンス】

●ガバナンスに関する合意については、(a)役員指名権に関する合意、(b)議決権行使内容の拘束に関する合意および(c)株主総会・取締役会決議内容に関する事前承諾事項に関する合意の開示が求められる。

●株式の処分・買増しに関する合意については、(a)譲渡禁止・制限、(b)買増し禁止、(c)保有比率維持および(d)株式売渡請求権に関する合意の開示が求められる。

I 企業・株主間のガバナンスに関する合意

開示対象に関するポイント

開示対象に関しては、次の論点が挙げられる。

Q どのような契約が想定されるか？

本改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令(以下、「開示府令」という)19条2項12号の2および第二号様式記載上の注意(33)fは、(a)役員候補者指名権の合意、(b)議決権行使内容を拘束する合意、(c)株主総会または取締役会において決議すべき事項

について当該株主の事前の承諾を要する旨の合意を開示対象として定められている。

有価証券報告書および臨時報告書の主たる提出者である上場企業にとつて、このような条項を含む契約として想定されるのは、典型的には資本業務提携契約やアクティビスト株主との和解契約などである。

このような契約書では、提携パートナーやアクティビスト株主が上場会社のガバナンスについて影響力を持つことで提携やエンゲージメントの目的を達成し、または提携・投資に係るリスクを管理するために、しばしば提携パートナー等に役員候補者指名権が与えられたり、一定の重

要な事項に関して提携パートナー等の事前の同意を得ることが必要とされることがある。他方で、上場会社側の要請により、アクティビスト株主等による議決権行使について一定の制約を設ける合意を行うこともある。

Q 「議決権行使内容を拘束する合意」とは？

「議決権行使内容を拘束する合意」とは、「株主による議決権行使に一定の制限や条件を付すような合意」をいい、株主総会の会社提案議案に賛成する旨の合意や、特定議案について議決権を行使しない旨の合意を含むとされている⁽³⁾。

具体的には、実務上、資本業務提携契約において役員候補者指名権に基づき指名された役員について、合意当事者である株主が賛成の議決権行使を行うことを約する合意や、アクティビストとの和解契約において合意したとおりの役員構成等を実現するための議決権行使を約する合意などが締結されることがある。

(3) 本パブリックコメント13頁37番。